

生徒指導規程

(最終改正 平成 27 年 4 月 1 日)

福山市立駅家小学校

福山市立駅家小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、駅家町内小・中学校間の連携に基づく生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための規定になることを明文化するものである。児童が自主的・自立的な学校生活を送るために事項を定めるものである。

駅家町内の小中学校で定めた規定をもとにし、生徒指導を推進していく。

駅家っ子5つのやくそく

- ①すすんであいさつをする。
- ②時間(チャイム)を守る。
- ③身だしなみを整える。
- ④そうじをしっかりとる。
- ⑤家庭学習をする。

(意義)

第2条 生徒指導の意義は、問題行動への対応という消極的な面だけでなく、すべての児童一人ひとりの心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすという積極的な面を持っている。したがって、この規程では次の3点を強調する。

- (1) 自己肯定感の育成
- (2) 自律の育成
- (3) 自己責任の明確化

第2章 学校生活に関すること

(通学)

第3条 児童生徒の通学に関しては、学校の規定による。

2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

(登下校)

第4条 登下校については教育活動とし、児童・生徒の安全を第一と考えるとともに、社会の一員としての基盤を培うため、交通規則やマナーを守って行動するため、次のとおり定める。

- (1) 交通規則及び交通マナーを遵守すること。
- (2) 全学期を通して登下校の時刻を守る。

登校 … 8時20分までに登校する。

下校 … 学年毎、登下校班毎に下校し、下校予定時刻を守る。

2 登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。

- (1) 欠席・遅刻・早退する場合は、始業時刻までに保護者の責任において学校に連絡する。
- (2) 早退等の場合には、保護者に確認の上、下校する。

(服装)

第5条 学校行事及び校外での学習活動(社会見学など)の際は、基本的に基準服を着用する。

2 基準服は、別途学校が例示している「学校生活のきまり」〔別紙参照〕を参考にして、学校生活に適した服装をする。

3 名札をつける。

4 違反があり、改善の姿勢が見られない場合及び、学校での改善が困難な場合、また違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。

(生活時間)

第6条 学校では誰でも気持ちよく過ごすことが出来る場所として、生活時間を定める。

2 授業や諸活動の開始の合図とともに開始できるように準備することを基本とする。

第7条 学校内では、誰もが気持ちよく生活するために、次のことを基本として学校での生活を規定する。

2 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。

3 学習用具・遊具等の使用は、学校の規定内で行い、責任を持って返却する。

4 個々が率先して環境整備することを心がけ、ボランティア精神を発揮して公共の生活環境を整える。

(頭髪)

第8条 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく華美にならない形として学校で定める。

(1) 男子

① 髪型や髪の長さが学習や活動の妨げになる場合は切る。

② ピンで留めることやツープロックは禁止する。

(2) 女子

① 髪型や髪の長さが学習や活動の妨げになる場合は切る、結ぶ、黒のピンで留めるなどのいずれかとする。

② 肩にかかる髪は結ぶこと。髪を結ぶゴムの色は、黒・紺・茶のいずれかとする。あわせて、装飾の付いたものやヘアバンド・リボン・シュシュなどは禁止する。三つ編み、編み込みは禁止とする。

③ 髪を頭頂部でまとめることは禁止する。

(3) 男女共通事項

① 染色、脱色、整髪料、パーマ(ストレートパーマを含む)は禁止する。

② アイロンをあてる等、脱色が予想される整髪は禁止する。

2 違反があり、改善の姿勢が見られない場合及び学校での改善が困難な場合、また違反を繰り返す場合は

特別な指導を行う。

(化粧, 装飾, 装身具等)

第9条 次のことを禁止する。

- (1) マニキュア, ペディキュア等のつめへの装飾
 - (2) 口紅, マニキュアなど爪への装飾
 - (3) ピアス, ネックレス, ブレスレット等の装身具
- 2 違反があり, 改善の姿勢が見られない場合及び学校での改善が困難な場合, また違反を繰り返す場合は, 特別な指導を行う。

(所持品)

第10条 学校の環境が整い, 誰もが向上心を持って学習・生活することができる場になるように所持品の規定をする。

- 2 学習に必要なものは常に忘れないように持参する。
 - 3 学習に不必要な金品は持参しない。
 - 4 携帯電話は, 校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。
- (1) 特別な事情がある場合は, 保護者が学校に届け出る。許可になった場合, 登校時に学校に預け, 放課後返却する。
- (2) 所持していた場合, 一時預かり指導の後, 保護者に返却する。

5 カイロの使用は認めるが, 授業中は服から出さない。また家に持ち帰って捨てること。

6 授業で使用する刃物を持ってきた場合は, 担任が預かり使用後返却する。

7 その他, 服装や持ち物, 用具等の持ち物には記名をする。

8 違反があった場合は, 児童本人に指導後, 保護者連絡をし, 指導を行う。また違反を繰り返す場合は, 特別な指導を行う。

第3章 校外生活に関すること

(家庭生活について)

第11条 規則正しい生活(起きる時刻, 家庭学習を始める時刻, 寝る時刻)を送ることを心がけ, 健康に留意する。

2 家族の一員としての意識を持って生活し, できることから家族に貢献するよう心がける。

(校外での生活についての指導)

第12条 学校外での生徒の安全を確保する観点から, 次のとおり定める。

- (1) 外出先や帰宅時間を明確にしておくこと。
- (2) 自他の生命を尊重し, 他人に迷惑をかけないことを基本として, 遊ぶ場所・方法を熟考する。
- (3) 物品の購入や金品の家からの持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。
- (4) 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。

(5) 特別な用がない限り, 児童だけで校区外への外出をしない。

(6) エアガン等の危険な玩具および刃物類の使用は, しない。

(7) あいさつや片付け等, 社会のルールやマナーを守る。

(8) パソコン及び携帯電話等の情報通信機器の使用は, フィルタリングに努めるなど十分な配慮のもとに行うこと。また, 家庭でのルールを定め, それに基づいて使用すること。

(9) 携帯電話等に係る啓発活動推進会議の「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に従って, 午後9時以降携帯電話・スマートフォンによる通信を禁止する。

2 交通ルールを守り, 交通安全に心がける。

(1) 自転車は「学校のきまり」(別紙参照)に基づいて乗るようにする。ヘルメットの着用を心がける。

(2) 交差点での一時停止・安全確認を必ず行う。

3 帰宅時間を守り, 保護者の許可なく, 夜間の外出や外泊はしない。

(1) 帰宅時間は, 夏季(4月~9月): 午後6時, 冬季(10月~3月): 午後5時

(2) 夜間の外出や外泊は保護者の責任で行われる監督・保護のもとでのみとする。

4 校外の生活であっても, 学校が教育上特別な指導が必要であると判断した場合, 特別な指導を行う。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第13条 次のような問題行動を起こした児童に対して, 保護者と連携の上, 特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為, 校則違反を繰り返し, 改善が見られない場合。

(2) 不用意な離席や教室への入退室等, 授業放棄にあたる行動を繰り返す場合。

(3) 授業妨害を繰り返す等, 他の生徒の学習権が保障されない行動をした場合。

(4) 脱色やカラーリング, パーマ等, 学校で改善することが困難な頭髪で登校した場合。

(5) 変形制服等の校則違反にあたる服装で登校し, 学校で改善することが困難な場合。

(6) アクセサリー類(ミサンガを含む)や化粧等(マニキュア・つけ爪を含む), その他の校則違反をして登校し, 改善するよう指導したにもかかわらず, その指導に従わない場合。

(7) 教師への暴言や暴力, 威圧行為, 指導無視をした場合。

(8) 喫煙や飲酒, 暴力, 器物破損, 窃盗等の触法行為があった場合。

(9) いじめ等, 他の生徒が楽しく安全に学校生活を送ることが保障されない行動をした場合。

(10) カンニング等, テストでの著しい不正行為をした場合。

(11) その他、学校が教育上特別な指導が必要であると判断した場合。

- ①家出及び深夜徘徊。
- ②携帯電話・インターネットの不健全使用に関するもの
- ③本校の規則（「学校生活のきまり」等）などに違反する行為

（特別な指導の方法及び内容）

第14条 特別な指導は、原則として学校反省とする。内容については、次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 反省文
- (3) 別室での反省指導
通常反省指導は、通常の学校生活を行いながら、休憩時間・放課後の時間を活用して行う。
- (4) 別室での学習指導
 - ①別室反省指導は、授業を受けず通常の学校生活とは別日程により、別室で指導を行う。法令・法規に違反する行為、「学校のきまり」を繰り返し守れない場合等が別室反省指導の対象となる。
 - ②別室反省指導の時間や日数などの期間については、問題行動の程度や繰り返し等により、協議検討し、決定する。
- (5) 奉仕活動

（器物破損について）

第15条 器物破損の際、意図的・故意による破損の場合は、保護者に弁償を求める。

（警察との連携）

第16条 法令・法規に違反する行為については、程度の常用により判断し、必要に応じて、警察関係諸関係と連携をとる。

（特別な指導の実施）

第17条 特別な指導の実施については、次のとおりに定める。

- (1) 特別な指導の判断をした場合、必ず家庭と連携し、特別な指導に至った経緯や期間・指導方針を詳しく説明し、理解を求める。
- (2) 期間は、数時間～1週間を目安とするが、十分反省が見られる場合や、逆に全く反省が見られない場合等も考えられるため、その場合は期間の短縮や延長も考慮する。
- (3) 特別な指導終了後、学校長と保護者等に学校生活の中で頑張っていくことを約束させ、教室での学習とする。
- (4) 反省期間中における定期試験や学校行事及び部活動については、原則参加させるが、状況に応じて本人及び保護者と協議し決定する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。